

名古屋税関RCEP協定主要輸出入品目説明会



RCEP協定利活用のための理解と手続き

<輸出編>

2022年1月

於：名古屋港湾会館（名古屋市港区港町1-11）

日本貿易振興機構（ジェトロ）
お客様サポート部貿易投資相談課
課長代理 石川雅啓

1.EPA特恵税率が適用されるための要件 (①、②、③の全てが必要)

① 対象輸入産品にEPA特恵税率が設定されているか？

日本から締約国に輸出・・・締約国側EPA特恵関税率表

締約国から日本に輸入・・・日本側EPA特恵関税率表

将来の関税引き下げスケジュールは各々の譲許表による

② 輸入貨物にEPA特恵税率の適用資格(原産資格)があるか？

②-1 原産地規則を満足していること および

積送基準を満足していること、

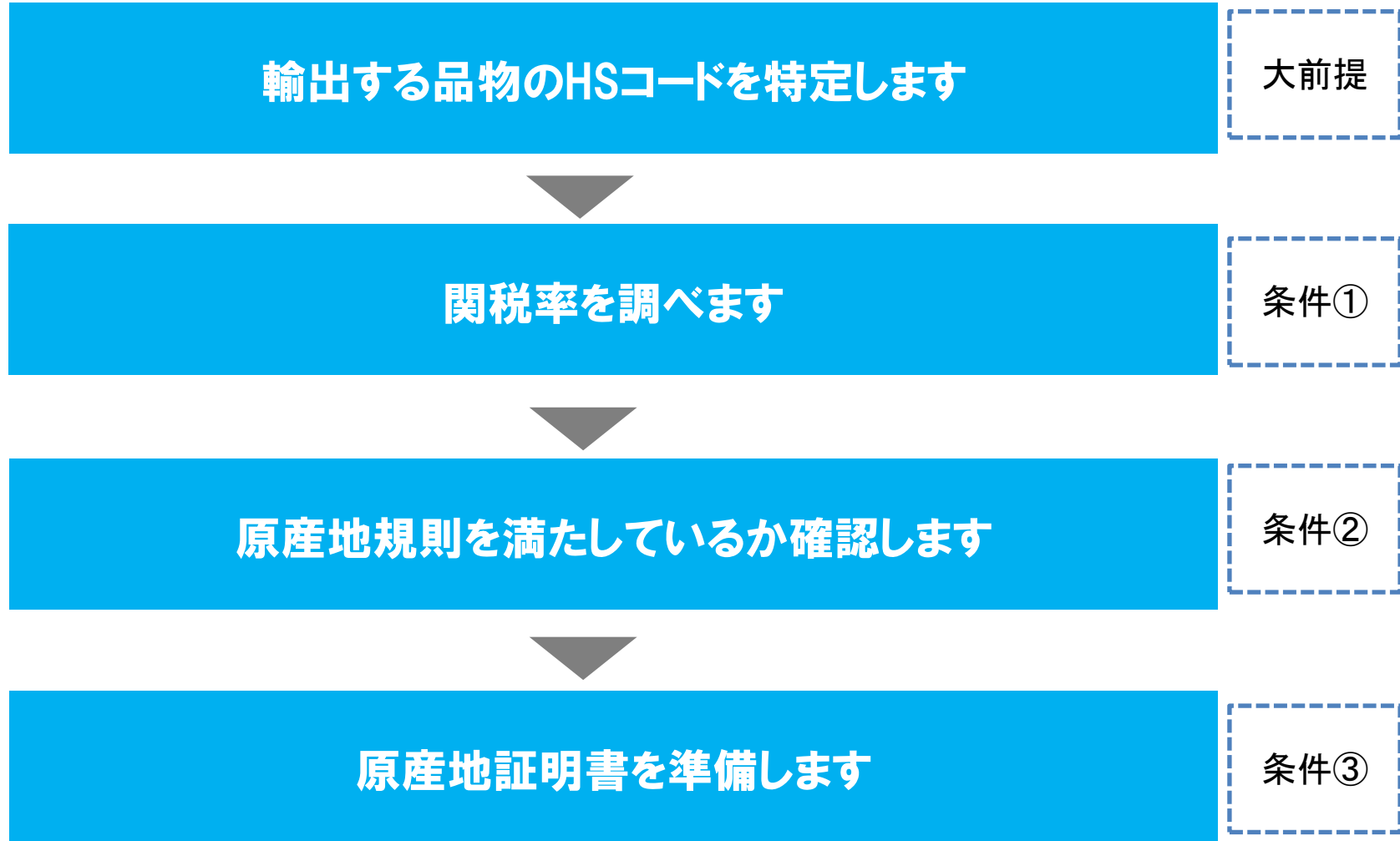
②-2 そして、それらを証明すること

原産地規則を満足している証明は原産地証明書、

積送基準を満足している証明は運送要件証明書(通し船荷証券の写し等)

③ 特定原産地証明書および運送要件証明書(通し船荷証券の写し等) を輸入国税関に対して提出すること

2. EPA利用の流れ



3. RCEP協定における各国の関税率譲許の方法

1. 共通譲許 (全署名国に同じ税率を設定)	2. 個別譲許(税率差あり)	
	2a. 署名国によって異なる譲許表を設置	2b. 単一の譲許表を設定し、備考欄等で個別の譲許内容の違いについて明記
ブルネイ カンボジア ラオス マレーシア ミャンマー シンガポール オーストラリア ニュージーランド	インドネシア ベトナム 中国 韓国	タイ フィリピン 日本

4. World Tariffの活用(1)

世界各国の関税率

<https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

海外ビジネス情報 > サービス > 国・地域別に見る > 目的別に見る > 産業別に見る

目的別に見る > 輸出 > 世界各国の関税率

輸出

輸出のコンテンツ一覧

世界各国の関税率

このページを印刷する

米国FedEx Trade Networks社が有料で提供している世界の関税率情報データベース「WorldTariff」です。ジェトロと同社との契約で、日本の居住者はどなたでも、同社のサイトから無料で「WorldTariff」をご利用いただけます。

ご利用の前に

「WorldTariff」を利用して得たデータおよび印刷物は、著作物への利用、第三者への販売、その他配布はできません。ご利用にあたっては同社ウェブサイトへの登録および同社の使用許諾条件の遵守が必要であることをご承知ください。ジェトロは「WorldTariff」の情報およびこの情報に基づいて行われた行為の結果についていかなる意味でも責任を負うものではありません。「利用規約」をご確認ください。データの更新状況は「リソースセンター」の「WorldTariff出版日付」のページにて必ずご確認ください。

収録内容

世界175カ国の関税率が検索できます。MFN税率（WTO協定税率）の他に、GSP（特恵税率）の税率も収録されています。また、輸入時にかかる諸税（付加価値税・売上税・酒税など国により様々）も調べることができます。[詳しく見る](#)

初めての方へ

WorldTariffのウェブサイトでのユーザー登録が必要です。[詳しく見る](#)

登録ユーザーの方

既にユーザーネームとパスワードをお持ちの方はこちらから。「利用方法」をご確認ください。[検索画面へ](#)

初めての方は WorldTariffのユーザー登録が必要

⇒ ジェトロ・ウェブサイトユーザーIDとパスワードが(即)取得可

FedEx. Shipping Tracking Manage Learn FedEx Office

My Profile Support Locations English Search or tracking number

WorldTariff®

Global trade. Optimized.
Your source for international customs duty and tax information.

- Home
- About WorldTariff
- Register
- Testimonials

WorldTariff® Access up-to-date global trade tariff information at your fingertips and in English. WorldTariff helps you navigate the complexities of international trade easily and affordably.

Registered WorldTariff Users

ユーザーIDとパスワードを入力してください。

ユーザーID

パスワード

パスワードをお忘れの場合 [パスワードをリセット](#)

[ログイン](#)

Need to Register?

Access comprehensive duty and tax data for over 175 customs areas.

Register now or learn more about WorldTariff benefits.

News

Canada Post Corporation Issues a 72-Hour Lock-Out Notice

More News

Contact Us

WorldTariff Customer Service
(24 hours a day, 7 days a week)
1 866.268.7602
ftinfo@fedex.com

U.S. Headquarters
FedEx Trade Networks
6075 Poplar Ave, Suite 300
Memphis, TN 38119

New and convenient payment options now available. Register now to access customs areas. [Learn More](#)

4. World Tariffの活用(2)

CPTPP、日EU・EPAの🔍(引き下げスケジュール、品目別規則)がこのほど完成(2019年6月初旬)

国名、品目(HSコード)を選択しSubmitをクリック

World TariffSM
HS Number Search

検索オプション
- HSコード検索
- テキスト検索
- 複数選択
- リンク先センター
- 貿易協定
- US
- CA
- Bookmarks

仕向け国/輸出先
Vietnam

類/部名
94 - Furniture; bedding, mattresses, mattress supports, cushions and similar stuffed furnishings; lamps and lighting fittings, not elsewhere specified or included; illuminated name-plates and the like; prefabricated buildings

項
9405 - LAMPS AND LIGHTING FITTINGS INCLUDING SEARCH-LIGHTS AND LIGHTING FITTINGS

テキスト 番号

Submit

品目別規則

Agreement Specific Rules of Origin for 9405.40.20

Commodity Description
9405 LAMPS AND LIGHTING FITTINGS INCLUDING SEARCH-LIGHTS AND SPOTLIGHTS AND PARTS THEREOF, NOT ELSEWHERE SPECIFIED OR INCLUDED; ILLUMINATED SIGNS, ILLUMINATED LIKE, HAVING A PERMANENTLY FIXED LIGHT SOURCE, AND PARTS THEREOF NOT ELSEWHERE SPECIFIED OR INCLUDED.

9405.40 - Other electric lamps and lighting fittings:
9405.40.20 - Searchlights

Vietnam Rules of Origin
9405.40 LVC 40% or CTSH

AJCEP Rules of Origin
RVC 40% or CTC (apply General Rules)

HS Number	Description	Unit	Rate
9405	LAMPS AND LIGHTING FITTINGS INCLUDING SEARCH-LIGHTS AND SPOTLIGHTS AND PARTS THEREOF, NOT ELSEWHERE SPECIFIED OR INCLUDED; ILLUMINATED SIGNS, ILLUMINATED LIKE, HAVING A PERMANENTLY FIXED LIGHT SOURCE, AND PARTS THEREOF NOT ELSEWHERE SPECIFIED OR INCLUDED.		
9405.10.20	- Searchlights	set	30%
9405.10.30	- Spotlights	set	Free
9405.10.40	- Fluorescent lamps and lighting fittings	set	Free
9405.10.90	- Other	set	Free
9405.20.10	- Electric table, desk, bedside or floor-standing lamps:	set	Free
9405.20.90	- Other	set	25%
9405.30.00	- Lighting sets of a kind used for Christmas trees	set	25%
9405.40.20	- Other electric lamps and lighting fittings: - Searchlights	set	25%
9405.40.40	- Spotlights	set	5%
9405.40.50	- Other, of a kind used for lighting public open spaces or thoroughfares	set	20%
9405.40.60	- Other exterior lighting	set	20%
9405.40.70	- Non-flashing aerodrome beacons; lamps for railway rolling stock, locomotives, aircraft, ships or lighthouses, of base metal	set	5%
9405.40.80	- Pilot lamps with fittings for electro-thermic domestic appliances of heading 8516	set	10%
9405.40.91	- Other:	set	Free
9405.40.99	- Fibre-optic headband lamps of a kind designed for medical use	set	Free
	- Other	set	10%
	- Non-electrical lamps and lighting fittings: - Of oil-burning type:		
9405.50.11	- Of brass of a kind used for religious rites	set	25%

HSコードをクリックすると輸出国ごとに最も低い税率が調べられる

- ① MFNと特惠関税を比較して低い方が表示される
- ② どの税率を適用しているかが表示される
MFN税率 (Most-Favored Nation Treatment... 最惠国待遇)

World TariffSM
HS Number Search

Quick Help | Print

譲許表

仕向け国/輸出先
Vietnam

類/部名
94 - Furniture; bedding, mattresses, mattress supports, cushions and similar stuffed furnishings; lamps and lighting fittings, not elsewhere specified or included; illuminated name-plates and the like; prefabricated buildings

項
9405 - LAMPS AND LIGHTING FITTINGS INCLUDING SEARCH-LIGHTS AND LIGHTING FITTINGS

テキスト 番号

Submit

輸入に課されるその他の税

Name	Tax Rate	Tax Note
VAT	10%	Basis of assessment is duty paid value.

原産国ごとの最も低い税率

Country of Origin	Duty Rate	Rate Description
Albania	25%	MFN Applied
Algeria	25%	MFN Applied
Angola	25%	MFN Applied
Argentina	25%	MFN Applied
Armenia	25%	MFN Applied
Italy	25%	MFN Applied
Jamaica	25%	MFN Applied
Japan	16%	Japan Vietnam Economic Partnership Agreement
Jordan	25%	MFN Applied
Kazakhstan	25%	MFN Applied
Kenya	25%	MFN Applied
Kuwait	25%	MFN Applied
Kyrgyzstan	25%	MFN Applied
Laos	5%	ASEAN Free Trade Agreement

出所: WorldTariffウェブサイト

4. World Tariffの活用(3)

③ 輸出国別の関税率表示画面

1000cc以上、1500cc以下の乗用車(HSコード:8703.22.01)を選択した場合

原産国ごとの最も低い税率

Country of Origin	Duty Rate	Rate Description
Afghanistan	20% *	MFN Applied
Jamaica	20% *	MFN Applied
Japan	Free	Mexico-Japan Free Trade Agreement

日本から輸出する場合

}}

注釈及び各年のEPA税率を表示

原産地規則を表示

Agreement Specific Rules of Origin

Commodity Description

8703 MOTOR CARS AND OTHER MOTOR VEHICLES PRINCIPALLY DESIGNED FOR THE TRANSPORT OF PERSONS (OTHER THAN THOSE OF HEADING 8702), INCLUDING STATION WAGONS AND RACING CARS:
 - Other vehicles, with spark-ignition internal combustion reciprocating piston engine:
 8703.22 -- Of a cylinder capacity exceeding 1,000 cc but not exceeding 1,500 cc:
 8703.22.01 --- Of a cylinder capacity exceeding 1,000 cc but not exceeding 1,500 cc, other than those of subheading 8703.22.02

Mexico Rules of Origin

8703.21-8703.90 A change to subheading 8703.21 through 8703.90 from any other heading, provided there is a regional value content of not less than 65 percent.

Commodity Description	
8703.22.01	MOTOR CARS AND OTHER MOTOR VEHICLES TRANSPORT OF PERSONS (OTHER THAN THOSE OF HEADING 8702), INCLUDING STATION WAGONS AND RACING CARS: - Of a cylinder capacity exceeding 1,000 cc but not exceeding 1,500 cc: --- Of a cylinder capacity exceeding 1,000 cc but not exceeding 1,500 cc, other than those of subheading 8703.22.02
With a quota certificate issued by the Secretary of the Economy - Free	
Free - with quota certificate issued by the Secretary of the Economy.	
JP-MX 87	関税撤廃のカテゴリ
Base rate 30%	基準税率
2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011	各年のEPA税率
25.7% 21.4% 17.1% 12.9% 8.6% 4.3% Free	
JP-MX	Quota: Within a quota of 5% of the number of vehicles classified under the tariff lines specified with this note, sold in Mexico during the previous year - Free
The quota shall be eliminated as of January-1, 2011.	

5. 原産品とは

- ◆ 日本が締結しているEPAでは、①完全生産品、②原産材料からのみ生産される製品または③非原材料を使用し品目別規則(PSR:Product-Specific Rules of Origin)を満たす製品を、原産品として認定(日インドEPAは①と③のみ)。
- ◆ 締約国間で行われた生産をひとまとまりのものとみなし、原産地基準を満たしているかを確認する(累積)。

完全生産品 (WO)

《類型》

- 農水産品、鉱業品の一次産品:一次産品の収穫、収集、採掘等を「生産」として捉える。
- くず、廃棄物やそれらから回収された物品:くずや廃棄物の発生・回収等を「生産」として捉える。
- 上記完全生産品のみから生産された物品:完全生産品またはその派生物から生産される製品も完全生産品であるという概念

《完全生産品の例》

- 収穫等された植物
- 生きていた動物であって、生まれ、かつ飼育されたもの
- 生きていた動物から得られる産品
- 締約国内で狩猟、漁労等により得られる動物
- 養殖によって得られる水産物
- 抽出・採掘された鉱物性生産品
- 締約国の船舶により領海外の海で採捕された水産物
- 締約国の工船上で前項に規定される産品から生産される産品
- 締約国外の海底又はその下から得られる産品(国際法に基づく)
- 製造や加工作業等において生じたくず
- 原材料の回収のみに適するくず
- これら上記のものから得られ、生産されたもの

原産材料からのみ生産される製品 (PE)

- 生産に使用された材料が原産材料であるもの。
- 非締約国の材料(非原産材料)が含まれていても、当該材料が原産地基準を満たしていればよい。

品目別規則 (PSR) を満たす産品

- 使用された非原産材料に加工等を加え、定められた変更をもたらしたことにより、原産品となった産品。
- 品目別規則(PSR)は関税番号毎に要件を定めている。
- その要件は以下の3基準に分類される。
 - ①関税分類変更基準
 - ②付加価値基準
 - ③加工工程基準

7. 「原産地証明ナビ」の利用方法

「原産地証明ナビ」では、商品情報・企業情報をあらかじめリストに登録することで、都度の書類作成での入力の手間を省けるようになっています。以下の手順に従って、必要事項の入力を進め、書類を作成して下さい。

ステップ1
企業リスト・
商品リストの登録

①輸出者や生産者の日本側企業、②輸出先となる外国企業の情報、③輸出商品の情報をそれぞれのリストに登録します。
リストに登録することで、企業情報や商品情報を都度入力する手間を省けます。

ステップ2
取引情報シート
を入力

「取引情報シート」では、個々の取引に応じて、取引企業や製品を選択します。ステップ1のリストに登録した企業情報や製品情報がドロップダウンの選択肢になっているため、その中から選択します。

ステップ3
根拠書類・原産地
申告書・インボイス
等の必要情報を入力

各原産地規則に基づく根拠書類や原産地申告書等、必要な書類に応じてシートを選択し、情報を入力します。「取引情報シート」で選択した企業情報・商品情報は「取引情報を転記」をクリックすることで、転記することができます。

ステップ4
書類を確認して出力

ステップ3のシートで、「プレビュー」をクリックすると書類の様式で確認することができます。
プレビューで確認の上で、「PDFで出力」をクリックすると、書類がPDF形式で出力されます。

入力することで効率化（省略可）

書類作成のために入力必須

※単発の取引など、リストに登録した情報を引用する必要がない場合は、ステップ1・2を入力せずに、ステップ3・4のみ入力すれば、書類の作成は可能です。ステップ1・2で登録した情報は、ステップ3で修正可能です。

8. 「原産地証明ナビ」機能の紹介①

「原産地証明ナビ」では、EPA利用や輸出にあたって、より正確かつ効率的に書類が作成できるよう機能を盛り込んでいます。必要に応じた機能をご利用頂き、日々の業務にお役立て下さい。

□ 自動計算によって簡易的に原産性を判定

3. 原産地規則を満たしているか確認します

取引情報を転記 根拠資料プレビュー 全てクリア

関税分類変更基準 + 付加価値基準に基づく原産性の確認

6. 材料/部品の原産性の確認

RVC (控除方式) 計算式: (FOB価額 - 非原産材料価額) ÷ FOB価額 × 100

算出される値	≧	協定上の関値 (%)
80		40

RVC (控除方式) 40%と4桁レベルの変更を満たしています
※判定結果を保証するものではありません

No.	1 材料/部品名	2 HSコード	3 HS変更の確認	4 原産/非原産	5 材料/部品価格 (円)	6 関税分類変更基準 (1~6)	7 付加価値基準 (7)	8 関税分類変更基準 + 付加価値基準 (8)	9 記載有無 (1~8)
a1	熱水	100630	○	原産 (日本)		○	○	○	
a2	米こうじ	210690	○	原産 (日本)		○	○	○	
a3	醸造アルコール	220710	○	非原産	100	○	○	○	

入力した原産地規則や内容品 (部材) の情報を基に、原産地規則を満たしているか (EPAを利用できる資格があると判断できるか) を簡易的に確認できます。記載内容に不備があれば、その部分がエラーとして表示されます。

□ 商品情報・企業情報を自動転記

トップページ ①輸出者・生産者リスト ②輸入者リスト ③商品リスト 取引情報 フォーム 関税分類変更基準 付加価値基準 関税分類 + 付加価値基準 原産地申告書 紙・インボイス等 戻る 進む

3. 原産地規則を満たしているか確認します

取引情報を転記 根拠資料プレビュー

関税分類変更基準 + 付加価値基準に基づく原産性の確認

書類作成日 2021年3月10日 今日の日付を入力

1. 判定依頼者の情報

判定依頼者	法人番号	住所	電話番号	メールアドレス	部署・役職
ABC商事	123456879	赤坂1-12-32東京都港区	***-****-****	hanako@abc.co.jp	国際営業部

2. 生産者の情報

生産者	法人番号	最終加工地 (工場) 名称	最終加工地 (工場) 住所
EFG製作所	123456879	大宮工場	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7-5

「取引情報を転記」をクリックすることで、取引情報シートで選択した企業情報・商品情報が転記されます。

8. 「原産地証明ナビ」機能の紹介②

□ EPA利用にあたっての解説を掲載

1. 輸出する商品のHSコードを特定します

HSコードとは輸出入の際に商品进行分类するコードで、これに基づいて関税率や原産地規則が決められています。
HSコードは上2桁、上4桁、上6桁の順に商品分類が細分化され、合計6桁は世界共通のコードです。

HSコード概念図：乗用車のホイールの場合

世界共通コード

類：2桁 87 <small>(車両及び部分品)</small>	項：4桁 87.06 <small>(原動機付きシャシ)</small> 87.07 <small>(車体)</small>	号：6桁 8708.21 <small>(シートベルト)</small> 8708.30 <small>(ブレーキ)</small>
---	---	---

日本から輸出する乗用車ホイールは
「8708.70.000
 (車輪並びにその部分品及び附属品)」
 という番号に分類されます。
(「輸出統計品目表」より)

HSコード (輸出の統計番号)
8708.70.000
(車輪並びにその部分品及び附属品)

「解説編」として、EPA利用にあたっての簡単な手順を解説しています。

詳細は、ジェトロのウェブサイトにある各EPAの解説書等の資料にてご確認ください。

□ 様々な書類を作成可能

関税分類変更基準 + 付加価値基準対比表
プレビュー ※青枠の下辺をドラックして、印刷範囲を調整

1. 判定依頼者の情報			
判定依頼者	法人番号		
ABC商事	123456789		
2. 生産者の情報			
生産者	法人番号	最終加工地 (工場) 名称	
EFQ製作所	123456789	大正工場	埼玉県
3. 原産地判定を行う輸出品の情報			
HSコード (8桁)	商品名	判定受付番号	(判別) 業
220990	みりん		
4. 協定名・適用した原産地規則の検証			
協定名	協定	付加価値基準適用率	協定 (%)
ペトナム	日ASEAN + EPA	FVC (協定率)	40%
5. 付加価値基準による原産性の検証			
FOB原価	非原産材料原価	算出される原産率 (%)	
500	200	80	

No.	①材料/部品名	②HSコード	③原産/非原産	④材料/部品価格 (円)
a1	糯米	100930	原産 (日本)	
a2	米こうじ	210990	原産 (日本)	
a3	結晶アルコール	220710	非原産	100
No.	①原料材料費用			②価格 (円)
b1	生産コスト・原価			100
b2	利益			100

日EU-EPAインボイス (原産地申告文あり) PDFで出力

INVOICE																								
Sender		Order No.		Date																				
Hanako Boki ABC Trading, Co., Ltd. 1-12-32 Akasaka Minato-ward, Tokyo		ABC124587		March 30, 2021																				
TEL +81-3-XXXX-XXXX		Shipped Per																						
Email hanako@abc.co.jp		ABC forwarder																						
JAPAN		Tracking No.																						
		AW789456123																						
Receiver		Terms of Payment																						
Ms*** XYZ Co., Ltd. Hanoi branch Corner Stone Building, Phan Chu Trinh, Hoan Kiem, Ha NG.		T/T																						
TEL +81-XXXX-XXXX		Trade Terms																						
Email nguyenv@xyz.com		FOB																						
Vietnam		Remarks																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>Description</th> <th>HS code</th> <th>Quantity</th> <th>Unit Price</th> <th>Amount</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 Wire harness</td> <td>854430</td> <td>10</td> <td>1,000</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>2 Metal mold</td> <td>848041</td> <td>10</td> <td>20,000</td> <td>200,000</td> </tr> <tr> <td>3 Minin (Sweet sake made from rice)</td> <td>220990</td> <td>10</td> <td>500</td> <td>5,000</td> </tr> </tbody> </table>					Description	HS code	Quantity	Unit Price	Amount	1 Wire harness	854430	10	1,000	10,000	2 Metal mold	848041	10	20,000	200,000	3 Minin (Sweet sake made from rice)	220990	10	500	5,000
Description	HS code	Quantity	Unit Price	Amount																				
1 Wire harness	854430	10	1,000	10,000																				
2 Metal mold	848041	10	20,000	200,000																				
3 Minin (Sweet sake made from rice)	220990	10	500	5,000																				
Number of pieces		2																						
Gross weight (Kg)		120kg																						
Signature		Hanako Boki ABC Trading, Co., Ltd.																						
Total amount		JPY 215,000																						
Statement of Origin (Japan-EU Economic Partnership Agreement)																								
Period: The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No. 12321231) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of preferential origin.																								
Origin criteria used: Cf. C3.																								
Place and date: 1-12-32 Akasaka Minato-ward, Tokyo / March 30, 2021																								
Printed name of the exporter: ABC Trading, Co., Ltd.																								

パッキングリスト (原産地申告なし) PDFで出力

PACKING LIST																								
Sender		Order No.		Date																				
Hanako Boki ABC Trading, Co., Ltd. 1-12-32 Akasaka Minato-ward, Tokyo		ABC124587		March 30, 2021																				
TEL +81-3-XXXX-XXXX		Shipped Per																						
Email hanako@abc.co.jp		ABC forwarder																						
JAPAN		Tracking No.																						
		AW789456123																						
Receiver		Remarks																						
Ms*** XYZ Co., Ltd. Hanoi branch Corner Stone Building, Phan Chu Trinh, Hoan Kiem, Ha NG.																								
TEL +81-XXXX-XXXX																								
Email nguyenv@xyz.com																								
Vietnam																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>Description</th> <th>Quantity</th> <th>Net Weight</th> <th>Case No.</th> <th>Remarks</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 Wire harness</td> <td>10</td> <td>12kg</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 Metal mold</td> <td>10</td> <td>100kg</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 Minin (Sweet sake made from rice)</td> <td>10</td> <td>4kg</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					Description	Quantity	Net Weight	Case No.	Remarks	1 Wire harness	10	12kg			2 Metal mold	10	100kg			3 Minin (Sweet sake made from rice)	10	4kg		
Description	Quantity	Net Weight	Case No.	Remarks																				
1 Wire harness	10	12kg																						
2 Metal mold	10	100kg																						
3 Minin (Sweet sake made from rice)	10	4kg																						
Number of Pieces		2																						
Gross Weight		120kg																						
Net Weight		120kg																						
Signature		Hanako Boki ABC Trading, Co., Ltd.																						

原産地規則に基づく根拠書類

日EU-EPA原産地申告書類 (インボイス)

パッキングリスト

9. 日本が締結したEPAにおける原産地証明制度

第三者証明制度

経済産業大臣が指定した指定発給機関が原産地証明書を発給する制度

認定輸出者自己証明制度

経済産業大臣による認定を受けた輸出者自らが原産地証明書を作成する制度

自己申告制度 (自己証明制度)

← TPP11・日EU等

生産者もしくは輸出者、輸入者が、自ら原産性を満たしていることを申告する制度。(国による認定は不要)

◆日EU/EPAの関税上の特恵待遇を要求するための方法
税関への輸入申告時に、輸入者が以下書類を提出する形で行う。

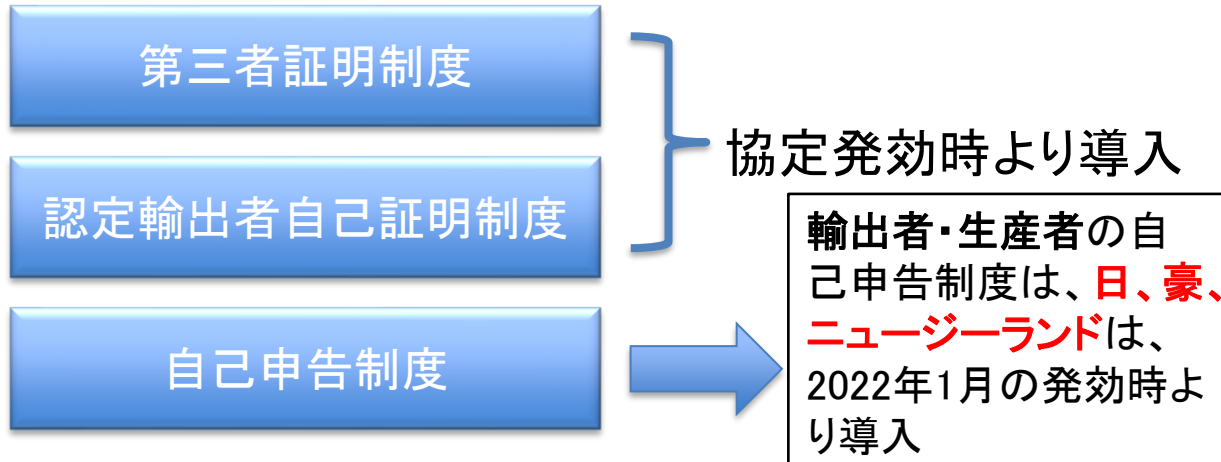
申請方法は以下の2パターン:

- (1)「輸出者によって作成された原産地に関する申告」に基づく申請(第3.16条第2項(a))、もしくは
- (2)「輸入者の知識」に基づく申請(第3.16条第2項(b))

【日本のEPA/FTAにおける証明制度】

EPA/FTA/貿易協定	発効時期 (未発効の場合、 署名時期)	第三者証明 制度	認定輸出者 自己証明制度	自己申告制度 (自己証明制度)
日シンガポール	2002年11月	○	-	-
日メキシコ	2005年4月	○	○	-
日マレーシア	2006年7月	○	-	-
日チリ	2007年9月	○	-	-
日タイ	2007年11月	○	-	-
日インドネシア	2008年7月	○	-	-
日ブルネイ	2008年7月	○	-	-
日ASEAN	2008年12月	○	-	-
日フィリピン	2008年12月	○	-	-
日スイス	2009年9月	○	○	-
日ベトナム	2009年10月	○	-	-
日インド	2011年8月	○	-	-
日ペルー	2012年3月	○	○	-
日オーストラリア	2015年1月	○	-	○
日モンゴル	2016年6月	○	-	-
CPTPP(TPP11)	2018年12月	-	-	○
日EU	2019年2月	-	-	○
日米	2020年1月	-	-	○(輸入者のみ)
日英EPA	2021年1月	-	-	○
RCEP	2022年1月	○	○	発効後10-20年以内

10. RCEPの原産地証明



- ◆ 協定発効後10年以内に導入
オーストラリア、ブルネイ、中国、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム
- ◆ 協定発効後20年以内に導入
カンボジア、ラオス、ミャンマー
- ◆ 延長(最大10年間)可能→「物品に関する委員会」に通報
- ◆ 輸出者、生産者が作成可能。輸入者の作成については、全署名国について効力が生ずる日に検討を開始。5年以内に結論を出す。ただし、**日本については、発効時から導入。**

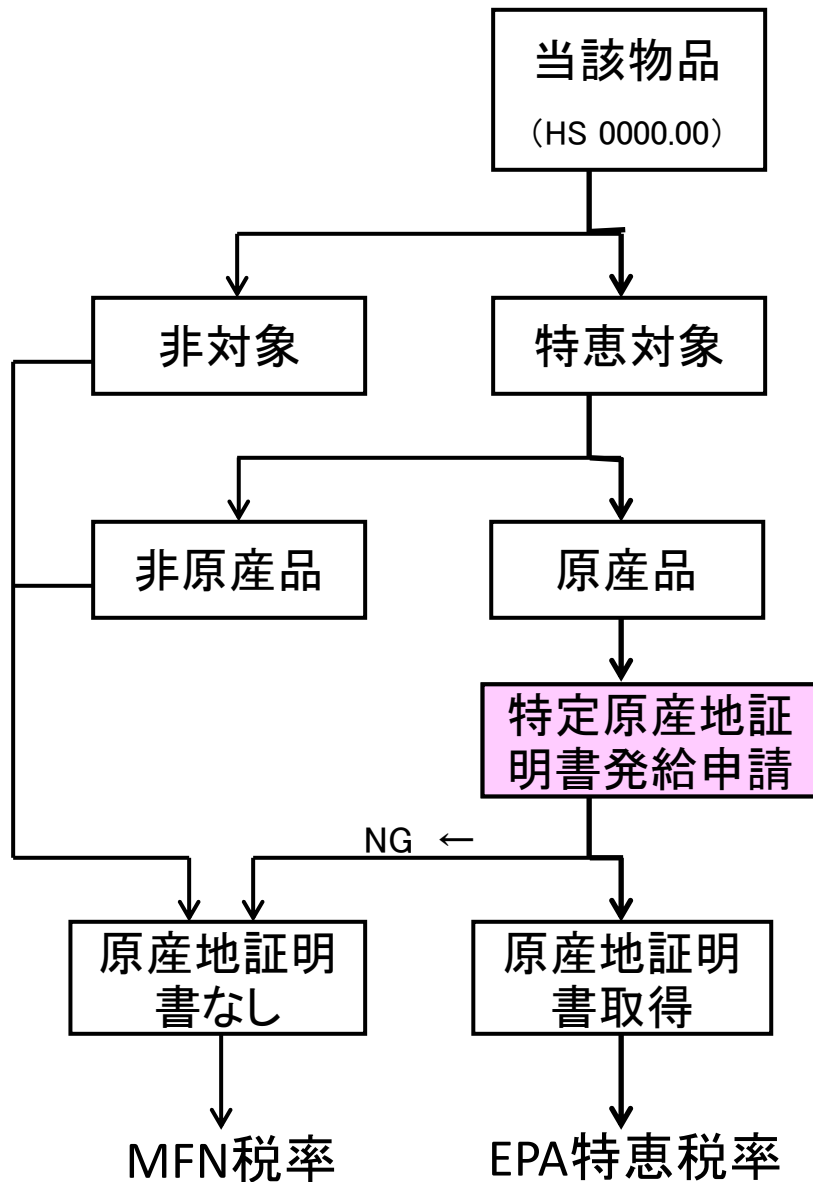
日本からの輸出

- 輸入者自己申告を除くいずれの証明制度も輸出時に利用可能。
- ただし、輸出者または生産者による自己申告の作成は、輸入締約国において当該制度を採用している場合になる見込み。

日本への輸入

- いずれの証明制度も輸入時に利用可能。
- ただし、輸出者または生産者による自己申告に基づく特恵の要求は、輸入締約国において当該制度を採用している場合に限る。

11. 第三者証明の原産地証明書取得の流れ(1)



HSコードが分からない場合、
輸入者を通じて輸入国税関に照会する
または、過去に同じ産品を同じ国に輸出した
実績があれば、その輸入許可書上のHSコードを
確認する

世界の関税率

<https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

関税率表および協定附属書1(譲許表)から
調べる

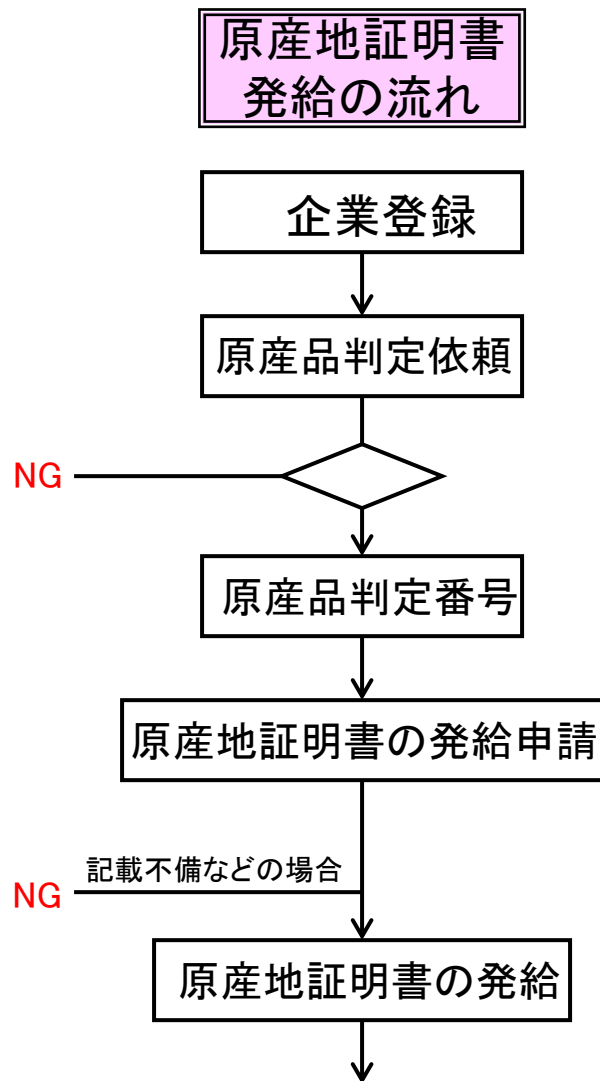
協定附属書2(原産地規則)から調べる

日本商工会議所(および各地商工会議所)に
原産地証明書の発給を申請をする(次頁参照)

	関税率表および譲許表 (原産地規則は締約国共通)	発給申請
輸出	輸入国側を調べる	日本で
輸入	日本側を調べる	輸出国で

11. 第三者証明の原産地証明書取得の流れ(2)

輸出者が生産者でない場合、輸出者の依頼を受けた生産者が原産地判定依頼を行うには、**生産者の企業登録も必要**



輸出者および原産地判定依頼を行う生産者の企業登録。企業登録番号、ログインID／パスワードが通知される。登録内容に変更がない限り、2年間有効

当該産品が附属書2(品目別規則)の原産地規則を満足する原産地確認書およびその証拠書類を準備。オンラインで「原産地証明書発給システム」にアクセスし、必要情報を入力必要に応じて、申請に係る物品の原産地確認、関係者への照会／調査あり

原産地と判定されると原産地判定番号が付与される

輸出者は輸出の都度、原産地証明書を取得する

毎月のように継続して輸出する場合、まず、当該物品の原産地判定を受けて、「原産地判定番号」を取得しておく。以降、輸出の都度、原産地証明書のみ、申請／受給する

輸入国の輸入者に送付
輸入者は税関に提出、特惠税率で通関

詳しくは日本商工会議所のウェブサイト
<http://www.jcci.or.jp/gensanchi/1.html>

12. 特定原産地証明書発給申請

申請先は日本商工会議所

<https://www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/>



第一種特定原産地証明書 発給申請マニュアル

- 事前準備編 -

各経済連携協定共通

(日シンガポール協定除く)

経済連携協定一覧

協定名 (締結年)	発効年月日
日メキシコ協定	2005年4月1日
日マレーシア協定	2006年7月13日
日チリ協定	2007年9月3日
日タイ協定	2007年11月1日
日インドネシア協定	2008年7月1日
日ブルネイ協定	2008年7月31日
日アセアン協定	2008年12月1日
日フィリピン協定	2008年12月11日
日スイス協定	2009年9月1日
日ベトナム協定	2009年10月1日
日インド協定	2011年8月1日
日ペルー協定	2012年3月1日
日オーストラリア協定	2015年1月15日
日モンゴル協定	2016年6月7日
日EU協定	2022年1月1日

2021年12月

日本商工会議所

経済産業省貿易経済協力局貿易管理課原産地証明室監修

特定原産地証明書発給申請マニュアル

特定原産地証明書発給申請の手続き

ステップ1: 輸出商品のHSコードを確認する

ステップ2: EPA税率の有無や税率を確認する

ステップ3: HSコードとEPA税率の有無や税率を確認する

ステップ4: 輸出商品に適用される税率を確認する

ステップ5: 「産地登録」を行う

ステップ6: 「産地登録」を行う

ステップ7: 「特定原産地証明書発給申請」を行う

原産地証明書発給申請 (ステップ1~7)

ステップ1: 輸出しようとする商品の6桁ベースのHSコード (関税分類番号) を確認します。

ステップ2: 輸出しようとする商品のEPA税率の有無や税率を確認します。日本貿易振興機構 (JETRO) ホームページ「世界各国の関税率 (World Tariff)」において、HSコードでEPA税率の有無や税率を確認できます。

13. RCEP協定の 原産地証明書の様式

日本商工会議所ウェブサイト
「特定原産地証明書発給申請マニュアル」
事前準備編85頁
http://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki_preparation.pdf

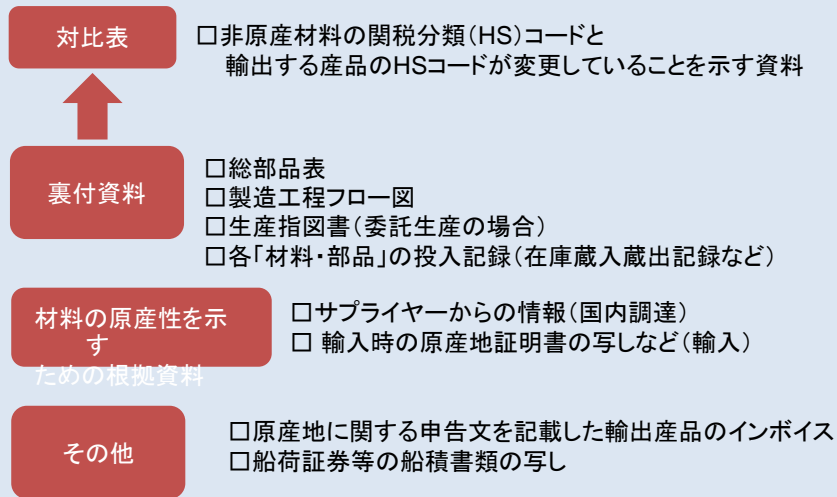
15 RCEP 協定における第一種特定原産地証明書のフォーマット

1. Goods Consigned from (Exporter's name, address and country)				Certificate No. _____ Form RCEP			
2. Goods Consigned to (Importer's/ Consignee's name, address, country)				REGIONAL COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AGREEMENT CERTIFICATE OF ORIGIN Issued in (Country)			
3. Producer's name, address and country (if known)							
4. Means of transport and route (if known) Departure Date: _____ Vessel's name/Aircraft flight number, etc.: _____				5. For Official Use Preferential Treatment: <input type="checkbox"/> Given <input type="checkbox"/> Not Given (Please state reason/s) _____ Signature of Authorised Signatory of the Customs Authority of the Importing Country _____			
Port of Discharge: _____							
6. Item number	7. Marks and numbers on packages	8. Number and kind of packages; and description of goods.	9. HS Code of the goods (6 digit-level)	10. Origin Conferring Criterion	11. RCEP Country of Origin	12. Quantity (Gross weight or other measurement, and value (FOB) where RVC is applied)	13. Invoice number(s) and date of invoice(s)
14. Remarks							
15. Declaration by the exporter or producer The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct and that the goods covered in this Certificate comply with the requirements specified for these goods in the Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement. These goods are exported to: _____ (Importing country) _____ Place and date, and signature of authorised signatory				16. Certification On the basis of control carried out, it is hereby certified that the information herein is correct and that the goods described comply with the origin requirements specified in the Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement. _____ Place and date, signature and seal or stamp of Issuing Body			
17. <input type="checkbox"/> Back-to-back Certificate of Origin <input type="checkbox"/> Third-party invoicing <input type="checkbox"/> ISSUED RETROACTIVELY							

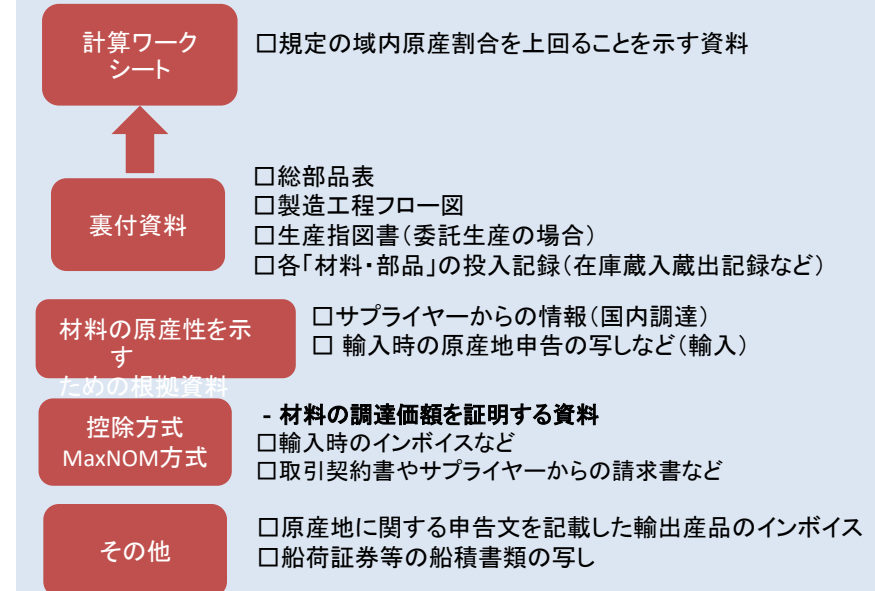
14. 原産地証明の根拠

- ◆ 輸出者(生産者を含む)による申告、または輸入者の知識に基づく場合のいずれも、非原産材料を使用して、品目別原産地規則を満たすことで原産品とする場合の根拠資料は原則として共通。
- ◆ 生産者ではない輸出者が原産地申告文を作成する場合、輸出者はあらゆる根拠資料を生産者から取り寄せて保持する必要はなく、生産者から輸出者に宛てた宣誓書があるなど、生産者が有する情報に対する合理的な信頼があれば良い。
- ◆ 輸入者の知識に基づく場合は、輸出者または生産者から裏づけとなる書類を取り寄せる必要がある。

関税分類変更基準の場合の根拠資料の例



付加価値基準の場合の根拠資料の例



経済産業省 「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」

(具体的な資料の作成例およびフォーマットにアクセス可能)

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/guideline.html

15. 経済産業省:【経済連携協定に基づく原産地証明書の利用】 「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」より

関税分類変更基準利用における対比表の例

特に最終生産地が国内であることを確認。

非原産材料は、HSコードが変更していることを確認。

原産材料であっても、HSコードの変更が確認できれば、非原産とみなすことも可能。この場合、サプライヤーからの資料は不要。

同時に付加価値基準も満たす必要がある場合、「計算ワークシート」(後述)を統合した表でも構わない。

輸出製品の生産に使用した全ての材料・部品名を記載。

作成年月日
資料作成者名
(生産者から情報提供を受けて本資料を作成しました □)

利用協定: 日アセアン協定
生産国: 日本、生産場所: ○○県○○市□□・△△工場
適用原産地規則: 関税分類変更基準(CTH、4桁変更)

HSコード	製品名	HSコード	部品名	原産/非原産	原産情報等
		3917	プラスチック製管	非原産	
		3923	プロテクター	非原産	
		3926	ドライブギア	非原産	
		4016	ワッシャー	非原産	
		5901	織物製テープ	非原産	
		7318	レセプタクル	非原産	
		7318	タッピングスクリュー	非原産	
		7318	ナット	非原産	
		8536	接続子	非原産	
		9607	ファスナー(留め具)	非原産	
8544.30	ワイヤーハーネス	(8532)	LED	原産	サプライヤーからの資料(○○株式会社△△工場)
		(8544)	銅線	原産	サプライヤーからの資料(●●株式会社△△工場)
			電気導体	原産	サプライヤーからの資料(□□製作所△△工場)

非原産材料については、取引書類や原産性を裏付ける資料は不要。

原産材料については、その原産性を示すための根拠資料が必要。資料を提出したサプライヤーも、納入部材に関する同様の対比表や計算ワークシート(後述)を作成する。

16. 経済産業省:【経済連携協定に基づく原産地証明書の利用】 「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」より

付加価値基準利用における計算ワークシートの例

利用協定: 日アセアン協定

生産国: 日本、生産場所: ○○県○○市□□・△△工場

適用原産地規則: 付加価値基準 (RVC40%以上)

輸出品: HS8544.30 ワイヤーハーネス

FOB価額: US\$64 (円換算¥5,800)

$RVC = (5,800 - 1,400) / 5,800 = 0.76$

特に最終生産地が
国内であることを確認。

作成年月日
資料作成者名

(生産者から情報提供を受けて本資料を作成しました □)

本事例では控除方式で計算。

$(\text{FOB価額} - \text{非原産材料価額}) / \text{FOB価額}$

・控除方式を使う場合、原産材料の価額は出てこないで原産材料単価の根拠を示す資料は不要。他方、積上げ方式を使う場合には、当該価額の根拠を示す資料が必要。

・控除方式or積上げ方式については、原産/非原産材料の点数、価格の大小等を考慮し、協定の範囲内で、より簡便な方法を自由に選択可能。

・材料単価決定方式は、各企業の採用する会計基準に基づいて決められる。

・積上げ方式のうち、非材料費(労務費、諸経費、利益等)を付加価値分に含める場合には、当該価額を裏付ける資料が必要。

同時に関税分類変更基準も満たす必要がある場合、「対比表」(前述)を統合した表でも構わない。

部品名	原産/非原産	単価	原産情報	価額情報
プラスチック製管	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
プロテクター	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
ドライブギア	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
ワッシャー	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
織物製テープ	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
レセプタクル	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
タッピングスクリュー	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
接続子	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
ファスナー(留め具)	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
非原産材料価額合計		¥1,400		
LED	原産	¥・・・	サプライヤーからの資料(○○株式会社△△工場)	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス
銅線	原産	¥・・・	サプライヤーからの資料(●●株式会社△△工場)	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス
電気導体	原産		サプライヤーからの資料(□□製作所△△工場)	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス
原産材料価額合計		¥1,100		
その他経費	-	¥2,700		製造原価明細
利益	-	¥400		製造原価明細
輸送費	-	¥200		国内輸送取引明細、通関業者取引明細等
非材料費合計		¥3,300		

事例1

複数のインボイスに対して一つの 特定原産地証明書発給が可能か。

(内容)

日本から中国へエンジンを輸出しており、この度RCEPの優遇を受けたいと中国側から申し出があり準備しているところ。エンジンは1ロット1インボイスを発行しているが、特定原産地証明書はこのインボイス毎に発行が必要か。あるいは一度の出荷で5インボイスある場合でも1通の特定原産地証明書で対応可能か。

(回答例)

1回の船積みで、輸出者、輸入者、製品内容、HSコード、原産地規則がそれぞれ同一の場合には、複数のインボイスに基づいて1件の特定原産地証明書の発給申請は可能。ただし、原産品名、インボイス番号、インボイス日付等の情報が特定原産地証明書にインボイスと同一のものに印字されるように(それぞれの紐付きも含めて)製品情報入力画面の入力を行う必要が有る。

事例2

中国向けの中古設備輸出

(内容)

日本から中国向け輸出で、中古設備を輸出したいが、中古品でもRCEPを活用できるか。

(回答例)

RCEPに限らず、通常EPAでは、新品か中古品かを区別しない。中古品であっても原産性の証明ができればEPAを利用できることになる。しかし、現実問題として、中古品の原産性の証明は非常に困難。中古品の場合には、製造後、消費を経て輸出に至る流通過程において、補修・改造等が施されている可能性があるため、製造当時の原産性が変わってしまう場合も考えられる。このため、製造当初の原産性を遡って立証し、かつその原産性が保持されているか否か等について確認するため、メーカー等から過去の履歴等に係るデータ・書類等を提出してもらうことが必要になる場合がある。またEPA活用以前に中国もそうであるが中古品の輸入が規制される場合があるため注意。

事例3

韓国での原産地証明書の要求

(内容)

韓国にいる一般のお客様へ日本製の洋服を送ったところ、現地税関で原産地証明書を要求され、止まっている。これまでに何度も韓国向けに輸出しているが、このようなことは初めて。この証明書は自分で作成して良いか、又は製造元が定めているようなものがあるのか。

(回答例)

日本の第三者機関が発給する原産地証明書にはEPAの特定原産地証明書のほか、全国の商工会議所が発行する非特惠原産地証明書がある。韓国はRCEPに署名はしているものの、発効は2022年2月1日で現時点でまだ発効していない(日本商工会議所での扱いは韓国向けについては、原産品判定依頼含め2月1日から受付可能)。そこでまず、原産地証明書が要求されているのであればどの種類の原産地証明書のことをか輸入者を通じて韓国税関に問い合わせて頂きたい。しかし、非特惠原産地証明書の場合でも、この原産地証明書の提出は任意であるためそれがないことで税関で止められることは考えにくい。一方で韓国はほぼすべての輸入品に原産地の表示が必要であり、その表示がなかったことで止められたということは考えられないか。

ご清聴ありがとうございました。

— お問い合わせ —

日本貿易振興機構(ジェトロ)
貿易投資相談課

電話 : 03-3582-4943 (EPA相談窓口)

<https://www.jetro.go.jp/services/advice.html>